

令和5年度（4年実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用選考
2次合格者説明会 Q&A

1 提出書類、その他

Q 1 「教員採用意向等調査票」の記載に当たって注意すべき点は？

- A 1 (1) 原則として、「ちば電子申請サービス」で提出していただきます。
(2) 採用希望地区は、**必ず、第6希望まで**記載してください。
(3) 採用される「学校種」、「職種」によって、入力するページが異なりますので、確認の上、入力してください。
(4) 配偶者や親族の勤務先の記載に当たっては、「何親等」と範囲は指定しませんので思い当たる方々、全てを記載してください。

Q 2 教員免許状や卒業証書の原本は提出した後、返却されないのですか。

- A 2 返却します。原本とともにコピーも一緒に提出していただきます。原本は、コピーと相違ないことを確認した後に返却します。

Q 3 引越を予定しています。住民票記載事項証明書と身元申告書は、1月下旬までに準備しないといけないのですか。

- A 3 住民票記載事項証明書は郵送済みの用紙を使用し、市役所等で作成してもらいます。身元申告書は郵送済みの用紙に自分で記載し、作成するものです。転居を予定している方は、転居後に作成してもらうので、1月下旬でなくても大丈夫ですが、転居後速やかに提出してください。

Q 4 卒業証書を紛失した場合はどうすればよいか。
教員免許状を紛失した場合はどうすればよいか。

- A 4 卒業証書を紛失した場合は、卒業した高等学校（大学）に依頼し、卒業証明書を発行してもらい、提出してください。
また、教員免許状を紛失した場合は、免許状を発行した都道府県教育委員会へ連絡をして、教育職員免許状授与証明書を発行してもらい、提出してください。
証明書は写しでなく原本を提出してください。

Q 5 千葉県・千葉市に臨時的任用講師として採用された際、既に職歴証明を提出していますが、同じものを同じ勤務先において提出しないとだめですか。

- A 5 職歴証明については、次のとおりとなります。

- 1 千葉県立学校現職（実習助手・寄宿舎指導員） → 不要
- 2 臨時的任用講師
 - (1) R5/3/31 まで勤務 → 不要
 - (2) R5/3/30 以前に退職
 - ・他の職に就いていない → 不要
 - ・「別の職」に就いた → 「別の職」の職歴証明が必要

※令和4年度に千葉県臨時的任用講師で勤務し、千葉市立学校に採用になった場合、もしくは令和4年度に千葉市立学校で臨時的任用講師として勤務し、千葉県立学校及び千葉市以外の市町村立学校で採用になった場合は、職歴証明が必要となります。
- 3 非常勤講師
 - (1) 市町村立学校で勤務 → 市町村教委へ職歴証明を依頼
 - (2) 県立学校で勤務 → 勤務した学校へ職歴証明を依頼（校長証明）
- 4 千葉県以外（千葉県内の市立高等学校を含む）の公立学校教諭・実習助手・寄宿舎指導員・講師等 → 任命権者へ職歴証明を依頼
- 5 公務員・民間企業・私立学校の勤務経験 → 雇用者等に職歴証明を依頼
- 6 アルバイト
 - (1) 学生のアルバイト → 不要
 - (2) 卒業後のアルバイト → 雇用者等に職歴証明を依頼

職歴証明が必要な方は、必ず令和5年1月下旬までに取得しておいてください。

※千葉市へ採用された場合は、上記の他に提出いただく書類がありますので、千葉市からの採用事務連絡時の指示に従ってください。

Q 6 健康診断の留意点について教えてください。

A 6

- (1) 令和5年1月以降に受診してください。
ただし、千葉県の正規職員（実習助手・寄宿舎指導員）は不要です。
- (2) 受診先及び提出書類
 - ・ちば総合健診センターで受診する場合
(事前の予約が必要なので、12月1日以降、速やかに予約すること。)
健康診断書は、ちば総合健診センターから教職員課へ直接送付されます。提出締切日の令和5年2月15日(水)に間に合うように受診してください。
 - ・ちば総合健診センター以外で受診
令和5年2月15日(水)までに、健康診断書(所定の用紙)を教職員課任用班に送付してください。

※ 撮影した胸部エックス線写真に係る異常の所見があると診断された志願者のみ胸部エックス線フィルム(直接撮影、24cm×30cm以上)又はCD等電子データを送付。

(3) 健康審査

健康診断の後、千葉県又は千葉市が行う健康審査において適当と認められない場合は、採用できない場合があります。

再検査の場合もあるので、早めに健康診断を受診してください。

(4) 問い合わせ

健康診断の手続き等について、千葉県教育庁教職員課任用班（TEL 043-223-4043）に問合せしてください。

Q7・受験校種は、「中高共通：社会」です。採用希望を「特別支援学校」とすることはできますか。

- ・千葉市内の中学校で講師として勤務しています。採用校種が高等学校となっております。現在の中学校で勤務する可能性はありますか。

A7 養護教諭を除いて、採用校種はすでに通知しており、その校種での採用となります。校種の変更はできません（合格通知を参照。）。

Q8 希望地区以外の配置連絡があった場合、断ることができますか。

A8 指定された任地への赴任を拒否した場合、登載者名簿から削除されることとなります。配置上、特別な事情がある場合は、必ず意向調査に記載してください。

Q9 都合により辞退をしたいのですが。

A9 教員採用意向等調査票の入力（採用希望についての欄で、「都合により、採用を辞退する」を選択し、通信欄に差し支えない範囲で辞退の理由を記載）及び辞退届（様式は、HPよりダウンロード）を送付してください。

Q10 子どもを保育所に入所させるために、就業証明書が必要です。証明書を出してもらえますか。

A10 就業証明書は、発行できます。依頼方法や注意事項は、次のとおりです。

【依頼時に必要な書類等】

- (1) 依頼書（任意様式・受験番号・氏名・住所・就業証明書が必要な理由・必要枚数を記載）
- (2) 提出先自治体等の就業証明書（記入できる部分は、自分で記載）
- (3) 返信用の封筒（自分の・**住所・氏名を記載**、封筒の大きさ等に合わせた**切手貼付**）

【依頼方法】

- ・(1)～(3)を教職員課任用班に郵送
〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 千葉県教育庁教職員課任用班

【注意事項】

- ・**配置校が決定するまでは、記載できない項目があります。記載できる部分のみの証明で提出できるかどうか、事前に提出先の担当者に確認してください。**
- ・配置校決定後は、勤務予定校での証明となります。勤務予定校の事務担当者に相談

してください。

- ・2次合格通知書で証明できる場合もあります。提出先に確認してください。

Q11 大学院に進学するため、名簿登載の猶予を希望しますが、今後どのような手続があるのですか。

A11 名簿登載猶予を希望できる人は志願書に記入した人のみです。

名簿登載猶予を希望する方は、「大学院名簿登載猶予申請書」と必要書類を添えて、11月25日（金）までに教職員課任用班へ提出してください。

教員免許状については、免許状授与証明書及び取得見込み証明書でもよいですが、取得見込み証明書を提出した方は、今年度中に基礎となる教員免許状の写しを提出してください。

提出いただいた返信用封筒で、「大学院名簿登載猶予承認通知書」及び今後の日程等を送付いたしますので、内容を確認し、確実に手続をお願いします。

なお、11月25日（金）までに大学院の可否結果が発表されない場合は教職員課任用班へ電話で御連絡ください。

期日までに、書類の提出又は電話連絡がない場合は猶予扱いとはなりません。

Q12 名簿登載された場合必ず採用されるのですか。

A12 名簿は登載の日から1年間有効ですが、名簿に登載されたことをもって直ちに採用されることにはなりません。

ただし、ここ数年、免許状を取得できなかった場合や教員に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合等の特別な事情がない限り、登載者全員を採用しています。

Q13 他県から千葉県内に転居して、アパートを借りる予定です。住居手当について教えてください。

A13 一定の月額を超える家賃の場合、次の算式により算出される額が支給されます。なお、家賃が高額のアパートを借りても支給額は28,000円（千葉市は27,000円）が上限となります（令和4年11月現在）。

※住居手当の取扱については、今後、変更される場合があります。

千葉県での採用の場合（一定の月額＝16,000円）（100円未満の端数切り捨て）

(1) 27,000円以下の家賃を支払っている場合 (R4実績)

家賃の額－16,000円

(2) 27,000円を超える家賃を支払っている場合

11,000円＋（家賃の額－27,000円）×1/2

17,000円を限度

千葉市での採用の場合（一定の月額＝11,300円）（100円未満の端数切り捨て）

（1）23,000円以下の家賃を支払っている場合

家賃－11,300円

（2）23,000円を超える家賃を支払っている場合

11,700円＋（家賃の額－23,000円）×1/2

15,300円を限度

※賃貸借契約書上の借主の名義が本人以外の場合には、原則として
住居手当は支給されません。

Q14 採用のために転居が必要な場合、移転料の補助が支給される場合があるとのことですが、どのような手続をすればよいのですか。

A14 配置校に赴任した際に、その学校の事務担当者に相談してください。

なお、移転料の補助については、あくまで採用のために転居が必要な場合のみに限られますので、採用以外の理由で移転された方については、支給できません。

※千葉市での採用の場合には、移転料の補助はありません。

また、原則として、居住地の移転が採用通知（内示）後であり、かつ、勤務地が分かった後の場合のみ、赴任の際の移転とみなします。

Q15 初任給について教えてください。

A15 職歴等によって違いがありますが、千葉県での採用の場合には「22歳、大学卒業」で、242,569円（小・中・高等学校）、252,951円（特別支援学校）です（給与勧告前R4年度実績：教職調整額4%、地域手当9.2%、教員特別手当を含む）。

他に、通勤手当、住居手当などが支給されます。

※千葉市での採用の場合は、上記の地域手当が15%となります。

Q16 姓が変わった場合や住所が変わった場合の手続について教えてください。

A16 教職員課任用班まで御連絡ください。

3月に行われる各教育事務所又は各県立学校での説明会後に変更があった場合は、説明を受けた教育事務所又は県立学校に速やかに連絡してください。

Q17 高等学校→大学→大学院、その後、教員免許状取得のため通信制大学の科目等履修生となりました。用意する卒業証書は何ですか。

A17 高等学校、大学、大学院です。この場合、通信制大学は必要ありません。

2 教員免許状関係

Q18 中学校保健体育の免許状を持っていて、中高共通保健体育の受験区分で受験し、特別支援学校にも強い関心があるため、特別支援学校を併願しました。

特別支援学校での採用となったため、今後、5年以内に特別支援学校教諭免許状を取得しなければなりません。どのような方法がありますか。

A18 採用後、通信教育、免許法認定公開講座、免許法認定講習で必要な単位を修得する方法があります。

通信教育では、大学等のカリキュラムにより、必要単位数、単位修得に要する期間が違います。科目の履修方法等は、各大学等に問い合わせ、御相談ください。

なお、授業料等、費用は自己負担となります。

大学等が実施する免許法認定公開講座及び免許法認定講習は、開催日、対象免許状等が年度により異なります。

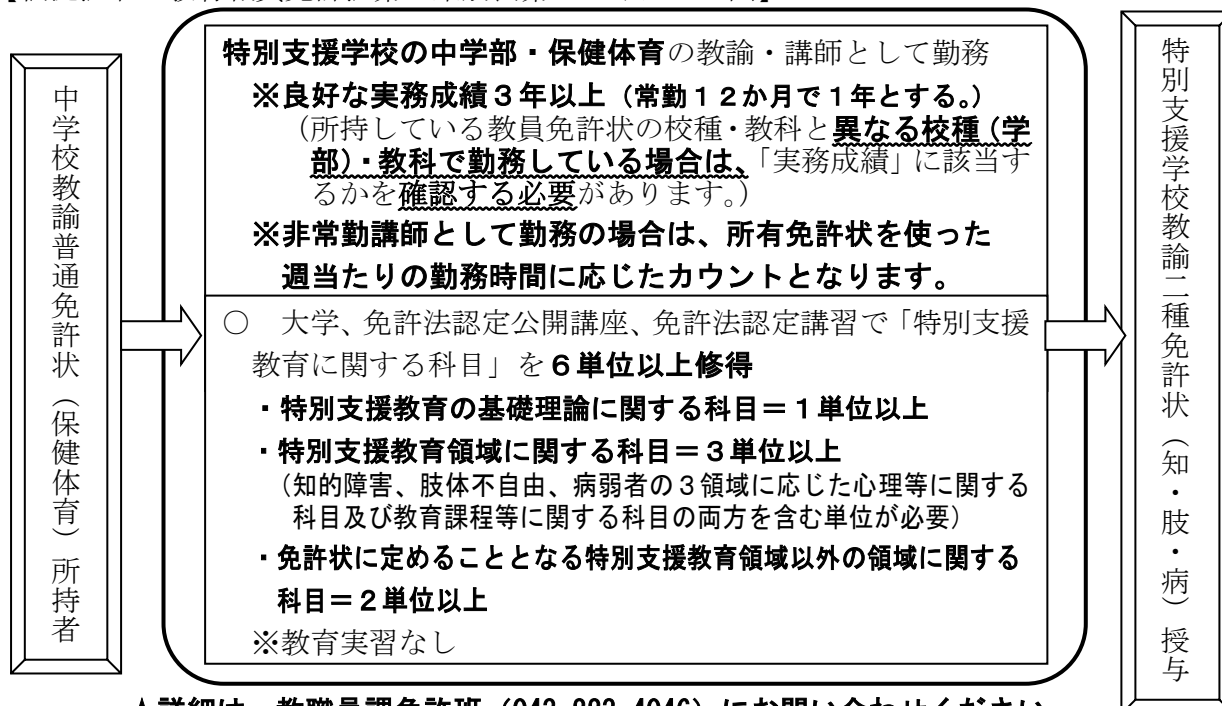
文部科学省のホームページで、内容等を確認し、実施機関に受講申込み等を行う必要があります。受講料等、費用は自己負担となります。

千葉県教育委員会が実施する免許法認定講習は、小学校教諭・中学校教諭・養護教諭・特別支援学校教諭・栄養教諭免許状取得希望者を対象に、毎年、夏季休業中に行っています。

受講料は徴収しません。開設講座や日程については、4月下旬に学校宛てに通知しますので、確認後、必要な手続を行ってください。

＜例えば、中学校教諭普通免許状を基礎免許状として、特別支援学校教諭2種免許状（知・肢・病）を取得する場合、下記のような方法があります。＞

【根拠法令：教育職員免許法第6条別表第7 イメージ図】



☆詳細は、教職員課免許班（043-223-4046）にお問い合わせください。
 千葉県教育委員会のホームページ「教員免許状取得に必要な単位等」も参考にしてください。

[<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/menkyo/menkyoshutoku.html>]

Q19 教員免許状の申請について

大学の一括申請ができなかった場合や、科目等履修などで単位を取得中の場合は、どのような手続が必要ですか。

A19 個人で免許状申請をする必要があります。**個人申請の受付期間は、12月20日までです。全ての単位を修得する時期が、それ以降になる場合は、期間外申請の手続を12月9日までに取ってください。**なお、期間外申請できる免許状は、採用校種・教科の免許状のみです。

3 採用事務関係

Q20 採用については、いつ、どのようにして連絡がきますか。

A20 採用についての連絡は、次のとおりです。

小・中学校 1月下旬～2月上旬に配置を予定する区域を所管する教育事務所等からメール（養護教諭及び千葉市採用は電話連絡）で案内します。教育事務所ごとの説明会が予定されていますので、案内に従って、ちば電子申請サービスにて、手続きを行ってください。

※案内メールが2月上旬までに届かない場合は、教職員課小中学校人事室までお問い合わせください。

小・中学校：043-223-4041

高等学校・特別支援学校 1月下旬に教職員課県立学校人事室から最終意思確認の手続きについてメールで案内をします。案内に従って、ちば電子申請サービスで最終意思確認の手続きを行ってください。

高等学校・特別支援学校に採用される養護教諭についても同様です。

※案内メールが1月末日までに届かない場合は、教職員課県立学校人事室までお問い合わせください。

高校：043-223-4035

特別支援：043-223-4049

配置予定先については、次のとおりです。

高等学校 3月上旬から中旬に配置予定先の学校から電話で連絡します。
その際に、その後の手続等について連絡します。

特別支援学校 2月下旬より配置予定先の学校から電話で連絡します。
その際に、その後の手続等について連絡します。

Q21 採用事務連絡をもらったとき、不在の場合はどうなりますか。自宅に誰もいないときがあるのですが。

A21 まず、確実に連絡がとれる連絡先をお知らせください。
次に、留守番電話の機能がある場合は確実に設定してください。
そして、留守番電話等の着信記録を見て、速やかに連絡をしてください。

※照会に応じない場合は、名簿から削除します。

Q22 採用後、他校種や他教育事務所管内への異動はできますか。

A22 採用後、3年目の年度末には、異動希望を出すことができます。
他校種の場合は、当該校種の普通免許状が必要です。
特別支援教育の併願により特別支援学校で採用となった方で、特別支援学校教諭普通免許状を取得していない方は、5年以内に当該校種の免許状を取得することとなっています。
なお、「異動希望を出すこと」はできますが、希望を出せば必ず「異動できること」ではないことに留意してください。

Q23 市立高等学校に採用された場合、その後の異動はどうなりますか。

A23 原則として、県立高等学校への異動となります。

Q24 転勤のサイクルは？

A24 現在の状況ですが、すべての学校種において新規採用者は、原則として初任の学校に3年から5年勤務して異動することとしています。
その後は、異動のサイクルはやや長くなりますが、小中学校では7年以上勤務する者は、積極的に配置換えを行っています。
また、千葉県の採用の場合、小中学校では早い時期に複数の市町村に勤務することを奨励しています。
高等学校や特別支援学校では、同一校に勤務できる期間は原則として10年までとなっています。

4 研修関係

Q25 初任者研修はどのくらい行いますか。

A25 初任者研修は、校外研修を15日間、校内研修を210時間以上実施します。

校外研修では、学習指導の在り方や生徒指導、学級経営などについての基礎的・基本的な内容を研修するとともに、教員としての倫理や服務などについて学びます。

校内研修は、教員としての仕事を行う上での必要な事柄を身に付けるためのものです。授業研修として週6時間、年間指導計画に基づく研修として週1時間、合わせて週7時間行います。これを30週以上実施することで、合計210時間以上となります。

なお、1年目の初任者研修だけでなく、自らの課題意識により研修を継続的に受講できるよう、2年目に2年目研修、3年目に3年目研修（※千葉市の場合は「リレー研修」）を実施します。これらの研修は、学校や地域に密着した内容で受講者が主体的に取り組めるようになっています。

5 その他

Q26 小学校英語教育推進枠で合格しました。採用後、他の小学校の採用者との違いがありますか。

A26 小学校英語教育推進枠で合格し採用されても、他の採用者と異なる勤務内容になることはありません。

小学校での外国語の教科化に伴い、中学校・高等学校の英語の免許状又は相当の資格をお持ちであるという特色を生かして、各学校で英語教育を推進する役割を担っていただくことを期待しています。